

## 厚労省「第6回 チーム医療推進会議」 特定看護師（仮称）業務試行事業、申請3施設にヒアリング

2011/4/18

4月18日に開催されたチーム医療推進会議（座長：永井良三・東京大学大学院医学研究科教授）では、今年度の特定看護師（仮称）業務試行事業について、申請施設の関係者にヒアリングを行い、安全管理体制などを確認した。



申請施設は、福岡県の飯塚病院と、大分県にある医療法人小寺会の佐伯中央病院及び介護老人保健施設の「鶴見の太陽」の3施設。当初は4施設が申請していたが、そのうち1施設は、今月13日に開催された「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ（WG）」において実施の可否が検討された後に自主的に申請を取り下げたという。なお、これらの施設はいずれも3月30日までに申請があった分で、事務局では引き続き参加施設の申請を受け付ける。

事業対象となる看護師は、各施設とも1人ずつ。主な業務として、医師の包括的指示の下、飯塚病院では主に救命救急センターにおいて動脈ラインからの採血をはじめとする救命救急処置などが実施される予定。一方、佐伯中央病院及び「鶴見の太陽」では、糖尿病などの慢性疾患を持つ高齢患者を中心に、プライマリケアが行われる見込み。

### ■第3者評価を実施する方向へ

意見交換は、各施設の申請書類を踏まえ行われたが、特に佐伯中央病院に対しては、記載の不明確さを指摘する声が多かった。日本薬剤師会の委員は、同院が「薬剤の選択・使用」を事業対象となる看護師の業務に挙げ、対象薬剤を幅広く設定しているにもかかわらず、薬剤師との連携が見えない書き方をしていることに、不快感を表明。ほかの委員からも、こうした申請書類の記載不備をかんがみて、今後の事業の記録の仕方を危惧する声が上がったため、永井座長は勤務日誌などに事業の記録を具体的かつ詳細に残すことを強く求めた。

また、事業対象となる看護師が、佐伯中央病院及び「鶴見の太陽」では常勤雇用であることに関して、ある委員は事業評価に影響を与えると指摘。仮に事業評価を施設自身に委ねた場合、常勤雇用であれば仲間内の評価になるため、客観性を持つことが難しいとして、第3者による評価の重要性を訴えた。これについても永井座長は同意し、WGが委員が何らかの形で客観的評価を実施することを決めた。